



2025年6月

2024年度

「事業報告」

(2024年4月1日～2025年3月31日)

(添 付)

☆「事業報告の付属明細書」



公益財団法人
全労連会館

2025年6月4日/公益財団法人「第59回理事会」、6月23日「第27回評議員会」確認

「2024年度事業報告」

2024年度は、公益財団法人に認可されてから12年目を迎え、この間アフターコロナの下で公益事業を継続・発展させ、会館建設24年を経過する当財団の管理・運営、財政全般にわたってより安定した事業活動を追求し、着実な前進をとげることができました。

財団運営に当たっては定款の目的にある「勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の発展に寄与する」という公益財団としての公益目的・事業を着実に遂行するよう努力してきました。

そのうえで、「2024年度事業計画書」に基づき、その柱である「公益目的事業」（会館施設提供事業）（会館施設貸与事業）（会館機材の貸与事業）（教育事業の拡充）に置くと同時に、会館建設から24年を経過した施設の保守・修理と設備更新、長期修繕計画と資金計画の検討、公益財団法人の定款、就業規則・諸規定に基づいた「会館の管理・運営」「体制整備」についても検討・強化をはかってまいりました。

I. 公益目的事業・共収益事業 報告

当財団の定款では、第3条―「目的」で「この法人は、勤労者の経済的・社会的地位の向上と福祉の増進、権利擁護、及び平和を守り、教育・文化の振興に関する活動を推進、支援し、関係する団体の発展に寄与することを目的とする」とし、第4条―「事業」で「この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う」。

- (1) 勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業
- (2) 勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業
- (3) 勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業
- (4) 平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業
- (5) これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための「平和と労働センター・全労連会館」の管理及び運営に関する事業
- (6) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

この定款の「目的及び事業」に基づき「公益目的事業」を行っています。

① 公益目的事業

(1) 「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動の支援事業」

ア) 全労連（全国労働組合総連合）は 2024 年 7 月に開催した第 32 回定期大会で、第一に、大幅・賃上げ底上げの実現、最低賃金全国一律実現や最低規制強化、労働基準法の骨抜き阻止、第二に、「公共の再生」「税・社会保障闘争」で実現が守られる社会への転換、第三に、改憲阻止、戦争する国づくりにストップをかける、ことを要求の柱として確認しました。そして、その実践として「たたかう労働組合のバージョンアップ」として、第一に、要求の求心力で仲間を増やすこと、第二にストライキなど高い交渉力でたたかえる組織になること、第三に、産別や地方での統一闘争への結集を強めることの方針を確認しています。またその方針の実現のため、すべての運動にジェンダー平等の視点を重視し、組合員や労働者との「対話と学びあい」を全労連運動の文化になるほどに広げること、組合員参加による現場から沸き立つような運動をつくり上げることを確認し、25 国民春闘においてその具体化を図ってきました。

この一年間でつくり上げた大きなたたかいのスタイルは、単産や単組の職場要求を地方・地域に持ち込み、ともに統一闘争をつくり上げることで要求前進につなげてきたことにあります。当該組織にとっても、組合員にとっても、全労連ならではのたたかい方として確信が広がっている。異常な物価高騰で労働者・国民の生活は困窮するなか、労働組合への期待はいっそう高まっています。

また、総がかり行動実行委員会に結集し、大軍拡・増税に反対し、さらにロシアによるウクライナ侵略やめろ、パレスチナでの即時停戦を、の声を多くの労働組合や市民団体との共同で進め、世界の労働者のたたかいとも連帯してきました。平和を守るとりくみにおいても、被爆 80 年となる 2025 年原水禁世界大会にむけ、各国の労働組合とも連携した取り組みも計画しています。

イ) 「全労連・全国一般労働組合」は、1989 年に発足し、多様な業種と雇用形態の組合員が集まり、職場や労働者全体の権利擁護・拡充に努め、解雇や差別を許さず、幅広い連帯の力で運動をすすめる労働組合です。とりわけ、大企業の社会的責任と政府の責任を問い、「最低賃金と中小企業振興の二大運動」を中心に、大軍拡・増税ではなく社会保障や中小企業支援の拡充・労働法制の抜本的な規制強化を求めながら、憲法と平和を守り、核兵器廃絶の運動をナショナルセンターである全国労働組合総連合と共に進めています。

令和 6 年度（2024 年度）は、「全員参加の労働組合活動 4 つの基本（会議の定例化、学習の定例化、ニュースの定期発行、署名・集会などへの参加）」を大切に、職場の要求実現と仲間ふやしをすすめ、地域活性化や未組織労働者、他団体との連携を深めるために、中小企業、地元商店街、自治体などの訪問を全国的に行ってきました。また、中小企業支援の抜本

的な拡充、地域活性化、最低賃金の大幅な引き上げなどを求める署名、憲法や労働法制・社会保障などの改悪に反対する署名なども行いながら、個々の職場だけでは解決が難しい政治的な課題の解決も目指し、全国で運動を展開しました。

ウ)「働くもののいのちと健康を守る全国センター」(いの健全国センター)は令和6年度(2024年)を、「『健康で安全第一』の担い手をすべての職場で育てよう」を基本に日常活動を進めてきました。2024年元旦に最大震度7の揺れとなった能登半島では、①過重労働対策、②メンタルヘルス対策、③アスベストを含む有害物質対策などを柱とした要望書を政府あてに提出しました。また、2024年は、2014年に制定された「過労死等防止対策推進法」に基づく「大綱」の改定年にあたることから、過労死を考える家族の会、各地方の「いの健」センターの相談員、医師、弁護士などで行う検討会にて、厚労省に対して意見をまとめ、提出しました。「実効ある総合的な対策」を進めることが求められています。

13年にわたってとりくまれ最高裁で建設アスベストの裁判の成果として創設された「建設アスベスト給付金制度」の周知徹底と患者掘り起こしについて、関係団体との懇談会を実施し取り組みの交流と問題提起を行いました。また、アスベスト含有建材を使用した建物の解体が2025年にはピークを迎えるとされていることに対して、アスベストの飛散から現場で働く人、周辺住民を守るための政策について、じん肺弁護団などとともに検討を進めています。年4回発行の「季刊誌」、毎月発行の「全国センター通信」では、活動の交流や職場の健康・安全に必要な情報提供を行っています。全国センターの会員や協力関係にある講師(大学教授、研究者、専門家、弁護士等)の紹介も引き続き行っています。

エ)1953年に「働く人びとの医療機関」として創立した全日本民主医療機関連合会(以下 全日本民医連)は、現在47都道府県の病院・診療所・介護事業所など約1,700カ所の事業所が加盟し、そこに働く職員数は約9万人となっています。全日本民医連は、「いのちの平等」をめざし医療と福祉の活動を行う全国組織として、加盟している医療機関は無差別・平等で公益性を高めるために差額ベット料を徴収しておらず、「無料低額診療事業」は約460の病院・診療所等で行われています。また、「人権を尊重し、共同のいとなみとしての医療と介護・福祉をすすめる、人びとのいのちと健康を守る」ことや「地域・職域の人びとと共に、医療機関、福祉施設などと連携を強め、安心して住み続けられるまちづくり」に取り組み、この運動を共に取り組む地域が約360万人の共同組織の構成員となっています。

この1年の活動では新型コロナウイルス感染は減少したものの、年末にはインフルエンザの感染も広がり救急搬送も困難になる中で、各事業所では発熱外来、入院患者の受入、往診対応などを行ってきました。

2024年1月1日から12月31日の期間で全国の加盟事業所等を対象に「経済的事由による手遅れ死亡事例調査」を行い、無保険もしくは資格証明書、短期保険証発行により病状が悪化し死亡、また保険証を保持しているが経済的事由により受診が遅れ死亡に至った48事

例について記者会見を行いました。また、社会的孤立、失職と貧困、行政による支援の不足などを背景に経済格差、健康格差は近年にない急速に拡大し生活困窮者が増加する中で、各事業所は食料配布会などの際に相談活動を行い、いのちを守る活動を続けています。

全国看護学生アンケート調査から、保護者の収入減、倒産、失業やアルバイトが出来なくなる中で、経済的な困窮により学費の支払いが困難になり看護師養成校を退学せざるを得ない状況があり、高等教育無償化は看護学生だけでなく、全国の学生の願いであると訴え、学費の公的支援を国に要請をしています。

国際的な取り組みでは、韓国、フランスの医療者と公的な医療制度の各国状況について情報交換、学術的な交流を行ってきました。

健康なまちづくりの活動では、日本国内ではヘルスプロモーションの活動を進める J-HPH ネットワークに 122 事業所が加盟をしています。第 30 回国際 HPH カンファレンス（広島）に加盟事業所から 246 名が参加し 78 のテーマについて報告をおこなってきています。引き続き国際的にも重要な課題として健康格差への取り組みも行っています。

（HPH：Health promoting hospitals & Health Services.WHO が提唱している健康増進活動を地域で進めていく病院や診療所のことを指し、WHO のもとに国際ネットワークがあります）

オ）財団は、これらの団体が行なっている「勤労者の労働条件改善と福祉の向上を目的とする活動」の発展に寄与するため、財団所有の会館施設を全労連には、4 階フロア全部と 3 階フロアの半分、全日本民医連には、7 階と 8 階フロア全部、いのちと健康全国センターには 6 階フロアの一部、全労連・全国一般には 9 階フロアの一部を提供すると同時に、快適な施設環境にし、各団体の利用の利便性を高めるなどを通してその活動を支援しています。

（2）「勤労者の社会的地位向上に寄与する教育、調査研究に関する活動の推進及び支援事業」

ア）労働者教育協会は、2024 年度も、月刊学習誌『学習の友』の編集発行ならびに主催をする勤労者通信大学の受講生募集・学習援助の活動を中心に事業活動を展開するとともに、学習会への講師派遣など、職場・地域における学習・教育活動をすすめてきました。憲法を柱に総合的に情勢を学ぶという位置づけで推進している「憲法・くらし・安保」総学習運動の具体化としてオンライン講座を開催しました。講座には、個人受講だけでなく労働組合等での集団視聴の申込みもあり毎回 80～100 人超の参加をするとりくみになりました。また 10 月には 6 年ぶりとなる全国学習交流集会 in 千葉を 350 人規模で開催し、参加者の好評を得ました。

イ）「産別会議記念・労働図書資料室」には、産別会議の資料や「日本福祉大学附属図書館の堀江文庫」をはじめ、戦後の労働運動、プロレタリア文学の資料、市民運動、平和運動等の資料や図書等約 2 万 5 千点が保管されています。これらの書籍・資料等は、財団で派遣

している要員が収集、整理しており、労働運動総合研究所と共同して研究活動や大学・研究所などの図書館・資料室との連携も行っています。

令和 6 年度実績としては、「事業計画」と「予算」に基づき、「検索ソフト」の年度内（2024 年）の本格稼働を進めてきました。

この間、前年度末までに当方の実情と目指す内容等に合う「検索ソフト」を導入し、蔵書データの整理と新ソフトへの転換を行い、9 月までに第 1 期分のデータ転換を終え、外部からの「蔵書検索」も始めました。その後も蔵書のデータ転換を進めています。また、加入している「社会・労働関係資料センター連絡協議会」の総会に参加するなど連携した活動を進めており、労働総研との連携も強めています。

ウ）当財団では、「会館ロビーでの学習図書・資料等の普及活動」を公益目的事業である「教育活動」の一環として行っています。当会館に入居し公益目的事業を行っている「維持会員」の団体が発行する学習図書・資料・パンフをはじめ、定款の目的と事業に資する図書や資料・パンフ等が多くの勤労者に普及するよう、会館ロビーの一部を提供しています。

令和 6 年度（2024 年度）はアフターコロナの下、社会活動が活発化し来訪者や会議室利用が増えるなかで、体温測定機やロビー座席の配置など感染対策など安全衛生面に配慮してまいりました。同時に、書籍等の閲覧や書籍購入など普及が進んできています。

(3)「勤労者の思想・信条の自由、権利を守る活動の支援事業」

ア)「日本国民救援会」は、戦争反対・民主主義を求めて弾圧された人々を、市民的な力で救援する団体として 1928 年 4 月結成され、今年 97 周年を迎えました。戦後は、戦前からの経験を活かし、日本国憲法と世界人権宣言のもとで、権力の横暴を許さず、誤った裁判を正し、人権と民主主義を守る活動にとりくんでいます。

令和 6 年度実績としては、前年に引き続き、岡山・倉敷民商弾圧事件や、冤罪事件、労働事件、市民事件など全国で 100 を超える事件を支援しています。とりわけ、静岡・袴田事件では、死刑再審事件で 5 件目となる無罪判決を、岐阜・大垣警察市民監視違憲訴訟では、警察の違法捜査を断罪し、市民運動を高く評価する勝利判決を勝ちとることができました。一方、鹿児島・大崎事件では最高裁の不当決定により、再審請求が棄却され、次期再審申し立てに向けた運動を展開しています。また、憲法を守り活かす活動をすすめ、さらに、社会の進歩と革新、平和と民主主義を求めてたたかった故人を顕彰・追悼する「解放運動無名戦士合葬追悼運動」等も行っており、今年第 78 回を迎えました。

イ)「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟（治安維持法国賠同盟）」があります。1925 年に制定された治安維持法により、制定から廃止されるまでの 20 年間に、当初は、共産主義運動への適用とされましたが、次第に適用範囲が広げられ、知識人、市民、宗教者をは

じめ全国民に取り締まり対象が拡大、数十万人が取り調べを受け、送検者は 68,274 人、うち起訴者は 6,550 人、小林多喜二をはじめ虐殺された者 93 人、刑務所での虐待・暴行、発病などの獄死者は 400 人余にのぼります。

令和 7 年（2025 年）は治安維持法公布 100 年にあたる年です。今年度の「治安維持法犠牲者へ謝罪と賠償法」（仮称）の制定を求める国会請願を 5 月 15 日 22 都道府県から 108 人が参加して全国で集めた 11 万 6,611 筆の署名を持って、衆参両院の 150 議員事務所を訪問し紹介議員の要請を行いました。

当日は、北海道旭川から参加予定の治安維持法犠牲者 103 歳の菱谷良一さんは体調の関係で急遽欠席になりましたが、北海道からは青年も含め参加し「生きているうちに謝罪と賠償を実現したい」との菱谷さんの訴えを発言しました。

紹介議員をお引き受けいただきました先生方は、2024 年の衆議院議員では、立憲民主党、国民民主党、日本共産党、社民党、無所属合わせて 76 議員です。

参議院議員は、立憲民主党・国民民主党・日本共産党・社民党・れいわ新選組・無所属の 40 議員で、衆参両院の 116 議員に紹介の労をお引き受けいただきましたが、残念ながら両院とも審議未了廃案になりました。

日本は 1925 年代（昭和初期）の絶対的天皇制の時代に中国への侵略を本格化し、治安維持法を成立させ、戦争に反対した共産主義者、社会主義者、労働組合、農民組合、文化知識人を「アカ」として逮捕・投獄しました。「戦争は、弾圧とスクラム組んでやってくる」通り、「秘密保護法」「共謀罪」「重要土地規制法」などが相次いで法制化され、「治安維持法が衣替えして復活している」様相です。

戦争と暗黒の時代に、反戦と主権在民を掲げて闘いに倒れた若き女性の真実の物語「わが青春はつきるとも一伊藤千代子の生涯」の映画化に尽力し完成。上映運動は全国 630 カ所 10 万人を超える皆さんが鑑賞され、「新しい戦前」と言われる今日の時代を見つめなおす材料が提供できればと考えております。

（4）「平和を守り、文化・芸術の振興を目的とする活動の支援事業」

ア）館内団体である「原水爆禁止日本協議会（日本原水協）」は、1945 年 8 月 6 日、9 日の広島と長崎への原爆被害を原点に、1954 年から 55 年にかけてとりくまれた 3200 万の原水爆禁止署名運動と第 1 回原水爆禁止世界大会の開催を通じて、1955 年 9 月に「核戦争阻止」「核兵器全面禁止・廃絶」「被爆者援護・連帯」の基本目標をかかげ結成されました。それ以後、今日まで 69 年間、この基本目標を堅持し、原水爆禁止世界大会の開催をはじめ、核兵器廃絶をめざす諸活動を続けています。

令和 6 年度（2024 年度）実績としては、ビキニ水爆被災事件から 70 年にあたる 3 月 1 日、ビキニ水爆被災者支援と核兵器廃絶を求め、静岡市で被災 70 年 3・1 ビキニデー集会を 1500 人の参加で開催。前日には日本原水協全国集会を 1000 人参加で開催しまし

た。8月には、「被爆者とともに、核兵器のない平和で公正な世界を一人類と地球の未来のために」をテーマに、原水爆禁止2024年世界大会をのべ1万人参加で成功させてきています。世界大会には、広島、長崎の被爆者とともに、国連代表、オーストリア、メキシコ、マレーシアの政府代表、世界各国の反核平和運動の代表、日本のすべての都道府県代表が参加しました。

また、広島「黒い雨」被害者、長崎の被爆体験者の全員救済のための支援活動にとりくむとともに、核兵器禁止条約への日本の参加を求める日本政府への署名の提出行動などに取り組んできています。

これらの活動は、国連、政府・公的機関、NGO、世界の反核平和運動との共同・連帯の発展、日本国内で広範な団体・個人との共同、自治体関係者との協力の前進など、新たな成果と教訓を刻むものとなりました。

当財団は、日本原水協と被爆者団体の東京の組織である「東友会」に6階フロアの約3分の2の事務所を提供し、ホールや会議室の利用にも便宜を図っています。

イ) 日本美術会は、1946年4月に発足「民主的美術文化を創造し普及する」との綱領を掲げ、さまざまな思想・信条・表現を持った美術家達の集まりです。組織では、会員は全国に及び11の専門部を設け、日々活動しており、2年置きに総会も開かれ活発に議論されています。また、美術の研究と次期担い手の養成も兼ねた附属研究所「民美」を運営しており、日美主催の「日本アンデパンダン展」は独立・自立の意味を持ち1947年第1回から虚飾を排し、権威に屈従せず、何よりも作家の批判精神と創造性を尊重する自由・平等の開かれた創作発表の場であり、出品者は全国から、海外にも及びます。この他アートフォーラムやシンポジウム、講演会も開催されています。

令和6年度(2024年度)は、第78回日本アンデパンダン展を2024年3月19日から3月31日まで国立新美術館で開催しました。

本展は「時代の表現・生きる証」をテーマに非審査、自由出品の美術展。今年は552名741点の作品が展示されました。昨年よりも多い出品者で、殊に入場者数は過去最高になりました。特徴的なことは外国人入場者が多かったことです。会期中のイベントもコロナ以前にもどり展覧会をもちあげました。

昨年に引き続き特別展示「高校生が描き伝える『原爆の絵』」第三弾は今年も鑑賞者の注目を集めました。外国人の鑑賞者が真剣に見入っている姿は印象的でした。本展は他の美術公募展と異なり、「展示する場も作品に取り込む」表現形式の現代美術インスタレーションも受け入れましたので、「何でもあり」の自由闊達な印象を与える展覧会です。今年もその面目躍如の華やかな会場でした。今から12年前、65回展では823名を超えていた出品者が現在ではその7割弱になっています。

日韓交流美術展(10月韓国公州)に協力し、日本から韓国へは7名が参加(日本か

らの出品者は18名) 現地の熱烈歓迎を受けて、文化交流に貢献しました。

(5)「これらの事業を推進する関係団体に施設の提供・貸与するための『平和と労働センター・全労連会館』の管理及び運営に関する事業」

ア) 財団の所有するホール・会議室は会館の入居団体をはじめ、「定款」の目的・事業趣旨に合致する多くの諸団体にも広く活用されており、令和6年度(2024年度)は利用団体数・利用者数とも前年度を上回りコロナ前に回復しつつあります。また「定款」の目的・事業趣旨に合致しない団体の利用(企業の営利目的、宗教団体の布教活動等)は、お断りしています。

イ) また、当財団は、館内入居団体の公益活動を行っている団体には、館外団体より先行して予約ができるようにすると同時に、利用料も館外団体より安く設定し、さらに、青年の活動を支援するため青年が主催する集会・会議等は通常料金の半額としています。また、利用者の便宜をはかるべく施設・機器の改善・修理、更新、視聴覚器材など付帯設備の拡充整備などをすすめ、それらの機器を無料提供して公益活動の支援を行っています。

2 共収益事業

ア) 当財団の施設に入館・利用している団体は、ほとんどが公益的活動を行っていますが、「株式会社 学習の友社」は、出版社として収益事業を行っており、また「民医連厚生事業協」は、全日本民医連の職員に対する厚生事業を行っており、共益的事業となっています。それらの団体の賃貸料、会議室利用料等は共収益事業として「収1」としています。

「学習の友社」は、月刊学習誌『学習の友』の刊行と人文系・社会科学系の出版物の刊行をおこなっています。

令和6年度(2024年度)には、貧困問題に切り込む『「非正規4割時代」の不安定就労』や『雇用と働き方から見た現代貧困論』、文学でこそ把握できた日本近代の特質を論じた『名作で読む日本近代史』を含め、10点の新刊発行をおこないました。2025年度も、労働者・国民の学習に寄与する出版活動を続けます。

「全日本民医連厚生事業協同組合(民医連厚生事業協)」

令和6年度(2024年度)の一般事業は、指定職員向けに毎月「共済だより」の発行、福利厚生事業では、コロナ禍後、初のピースリレーマラソン、モルックの全国大会を開催、また個人で参加できる「オクトーバーラン&ウォーク」、「You Tube 趣味の動画」、「私の趣味・こだわりを紹介します、私の職場を紹介します」、指定職員3名のチームで参加する「クイズ企画」なども実施しました。

共済事業では、死亡見舞金、病氣見舞金、能登地震や自然災害による災害見舞金等を給付しました。

イ) また、館内入館団体の先行予約がない場合は、館外団体にも利用料（館内団体より若干高く設定）を徴収してホール・会議室の利用を認めています。館外団体の多くは、組合員や会員のための共益的活動を行っている所が多いため、その会議室利用等は共収益事業として「収1」にまとめています。さらに、大型印刷機を使用した印刷事業や貸車庫・貸倉庫の事業も「収1」の事業としています。これらの共収益事業も公益法人に認定されて以来、ほとんど変わっていません。

Ⅱ、業 務 報 告

1 財団運営について

① 財団の意思決定機関である評議員会は、年度中2回（「第25回評議員会＝2024年6月21日」「第26回評議員会＝2025年3月19日」）開催し、「2023年度事業報告」「2023年度決算報告書（計算書類）」「2025年度事業計画書」「2025年度収支予算書」等の確認と「評議員選定委員会の報告」についておこないました。小畑理事長および渡邊文常務理事（渡邊正常務理事）が出席しました。常務理事について6月から変更しています。

② 財団運営の要である理事会は、定款に従い四半期ごとに定期開催し、年度中4回（「第55回＝2024年6月4日」「第56回＝2024年9月1日」「第57回＝2025年1月10日」「第58回＝2025年3月5日」）おこない、各期間の事業報告、収支状況報告を受け、管理・運営、業務、財政等の執行状況の掌握等をおこないました。同時に、「評議員の辞任と推薦（補欠）、評議員選定委員（補欠）の選任」「役員（常務理事）の選定」をおこなっています。小畑理事長および渡邊文常務理事（または渡邊正常務理事）がいずれの理事会にも出席しました。

③ 「常任理事会」は、今年度計8回（「第88回＝2024年5月8日」「第89回＝2024年5月29日」「第90回＝2024年6月27日」「第91回＝2024年8月20日」「第92回＝2024年10月11日」「第93回＝2024年12月6日」「第94回＝2025年1月28日」「第95回＝2025年2月20日」）開催し、理事会・評議員会等の会議準備、日常運営の重要事項の起案・稟議・確認、執行等をおこなってきました。小畑理事長、渡邊文常務理事（渡邊正常務理事）はいずれの常任理事会に出席しました。

④ 「理事構成団体会議」は年4回（2024年4月8日/2024年9月2日/2024年10月25

日/2025年4月2日)開催しました。会議では「役員と評議員の変更」をはじめ「会議室予約」等について協議しました。また「評議員選定委員会」を2024年6月11日におこない、「評議員の辞任の確認と補充評議員候補」の審議、選定をおこなってきました。小畑理事長、渡邊文常務理事が出席しました。

⑤ 「長期計画検討委員会」を年3回(「第40回=2024年9月2日」「第41回=2024年10月25日」「第42回=2025年2月5日」)開催しました。会議では2024年度修繕計画の具体化(エレベーター更新工事等)、2Fホール・イス入替えの2025年度前倒し、将来的な建替えと資金計画について議論、とも企画・村上一級建築士のアドバイスも頂き、理事会へ答申してきました。会議には小畑理事長、渡邊文常務理事(渡邊正常務理事)が出席しました。

⑥ 会館の日常管理・運営のスムーズ化をはかるため、事務局会議を月2回ペースで19回開催しました。また会館運営委員会を5回、滝野川資料センター運営会議を3回、ユタカサービスとの定期協議もオンライン含め6回おこないました。さらに「会館通信」を今年度130号まで発行、会館の民主的運営と方針、連絡事項の周知徹底を図ってきました。会館運営委員会には渡邊文常務理事(渡邊正常務理事)が出席しました。

2 内閣府への届出・提出、登記、契約関係等

① 「第55回理事会」「第25回定時評議員会」で満場一致で確認された「2023年度事業報告」「2023年度決算報告書(計算書類)」は、渡邊(文)常務理事が6月19日に内閣府の公益認定等委員会に「事業報告書」等の提出、修正等をおこない、7月3日に完了となりました。

② 「第25回定時評議員会」で選出された役員(理事、評議員(補充))は、渡邊(文)常務理事が6月27日に「東京法務局への登記」を完了し、7月3日に内閣府の公益認定等委員会に「変更の届出」を提出し、審議完了となっています。

③ 「第58回理事会」「第26回評議員会」で満場一致で確認された「2025年度事業計画」「2025年度収支予算書」は、渡邊(正)常務理事が3月24日に内閣府の公益認定等委員会に「事業計画書等の提出」をおこない、完了となっています。

④ 「株式会社ジョウナン」との「空気清浄機メンテナンス委託契約」、エプソン「看板プリンター」、ユニマット、ファーストサーバーとも前年同様の契約を継続しています。また会館警備システムの変更に伴い、「会館利用(管理者)用」と「エレベーター使用」

の「賠償責任保険契約」を例年どおり、保険医療研究所を通じ「三井住友海上」と契約しました。

⑤ 「会議室予約システム」については、利用者の便宜を考慮しインターネット予約システムをリザーブマート社と利用契約を継続しました。

3 会館管理関係

① 「顧問弁護士との再契約」「協働公認会計士共同事務所との再契約」を前年同様におこないました。

② 「会館警備システム」については、セコム（株）と「セコム・セキュリティサービス」を2023年11月にセコム（株）社の有人警備システムを開始しました。2024年度においても契約継続をおこなっています。

③ 「エレベーターの更新工事」について、辰東エレベーター工業（株）と工事請負契約を結び、2024年9月に工事完了となりました。

④ 「図書管理システムクラウドサービス利用契約書」を（株）ギルド、（株）システムラボと「自動販売機設置契約」については（株）ユカとそれぞれ契約しました。

⑤ 「全館防火・防災訓練」（10月2日）に、全館内団体参加の下、フロアごとの外部非常段使用での避難訓練、消火器訓練を実施しました。

⑥ 2025年1月10日に開催した「全館新春昼食会」では、前年度に続いて2Fホールに集い、新年を祝いました。同時に2024年11月にノーベル平和賞受賞した被団協に敬意を表し、授賞式参加者のあいさつを含め、会館全体で受賞を祝うものとなりました。

4 施設提供・貸与、教育事業等関係

① 会館ホール・会議室等の利用状況は、ホールが51%、304・305号室は46.9%、全体で38.42%となっています。2023年度前年比で前年並みとなっています。「会議室収入」については当初予算どおりであり、引き続き安定した「会議室収入」の確保にむけて館外団体への申し込み期間の6か月から9か月へ変更など会議室利用の促進をはかっています。

② 看板作成、ロビーでの書籍販売など印刷事業収入、書籍事業収入とも予算を上回りました。

③ 「労働図書資料室の資料収集、調査・研究活動」は、検索ソフトの導入でより利用しやすい環境整備をおこない、利用促進をはかってきました。

5 会館設備保全関係

「年間管理計画」(別紙)に基づき、設備の整備・点検、日常清掃、防災設備転換と上を定期的におこなうとともに、ユタカサービスとの定期協議を通じて設備の充実と問題点の改善、設備の修理・点検、経費節約等をおこなってきました。さらに会館建設から23年目を経過し、設備・機器の更新、改善等をおこなってきました。エレベーターの不具合については適時修繕作業をおこないました。

① 「会館警備システム」を導入が完了してから1年4カ月を経過、大きな問題もなく順調な運用となっています。システム導入で各館内団体の管理機能の強化、管理室事務局の物理的負担の軽減化がはかられています。

② 「立体駐車場倉庫」については、テクノパーク社による定期的な保守点検を実施、老朽化に伴う耐荷重性能の低下面をフォローしながら利用を継続しています。

③ 例年おこなっている5月連休中の「全館停電漏電検査—(5/6)」をおこない、「建築物検査(防水設備)—(6/13)」「建築物定期検査(昇降機)—(10/25)」「建築設備—(10/31)」を実施しました。

事業報告の附属明細書

「重要な事項は、事業報告に記載しました」

